

## 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令

規制の名称： 生産規制の適用除外となる試験研究及び分析に用いられる特定物質等の対象追加、生産規制の適用除外のうち暫定的な措置の無期限化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室  
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

評価実施時期： 令和3年10月

### 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

#### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： iii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p><b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b></p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p><b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。</li> <li>・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。</li> </ul> <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に</p>

	<p>対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下、「議定書」という。）」（1987年採択）は、オゾン層破壊効果のある特定フロンの生産・消費の削減を加盟国に義務付ける国際条約であり、全ての国連加盟国が締結している、環境分野における主要な国際約束の一つである。我が国では、「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下、「オゾン層保護法」という。）」において、議定書の削減義務の国内実施を担保している。

しかしながら、一部の特定物質等については、機器の校正に用いられる標準物質や特定物質等の代替物質の研究開発等に不可欠であり、試験研究及び分析用途として使用できる余地を残す必要があることから、2021年12月31日まで生産規制の適用除外とされており（2014年11月、第26回締約国会合決定）、我が国においても、同期限の暫定措置として生産規制等の適用除外が認められている。

今般、2018年11月に行われた第30回締約国会合（以下「MOP30」という。）の決定において、ハイドロクロロフルオロカーボン（以下「HCFC」という。）の試験研究及び分析用途での生産が新たに生産規制の対象から暫定的に除外されるとともに、2019年11月に行われた第31回締約国会合（以下「MOP31」という。）において、生産規制の対象から暫定的に除外する措置の期限を、現行の2021年12月31日から無期限に更新する旨の決定がなされた。

これらの決定を受け、我が国においても、今後もオゾン層保護の重要性に鑑み、本決定の的確かつ円滑な実施を確保しつつ、特定物質等を用いた試験研究及び分析によって得られる社会的便益を確保する観点から、対応する国内担保法である「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）について、規制を緩和する方向で改正を行う。

なお、上記の国内担保措置を仮に行わない場合、締約国として議定書の削減義務を適切に履行できないこととなり、外交上問題が生じる可能性がある。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題]

議定書の下、オゾン層破壊物質である HCFC は、我が国を含む先進国では 2020 年に生産が全廃されているが、同議定書の技術・経済評価パネルが 2018 年にまとめた報告において、2020 年以降、試験研究及び分析用途に HCFC が必要であるとの指摘がなされ、MOP30 において HCFC の試験研究及び分析用途の生産規制の暫定的な除外が決定された。同様に、技術・経済評価パネルの報告において、試験研究及び分析用途で消費されるオゾン層破壊物質が少量であることが指摘されたことを踏まえ、MOP31 において、試験研究及び分析用途の生産規制の対象から暫定的に除外する措置の期限を、現行の 2021 年 12 月 31 日から無期限にする旨の決定がなされた。

そのため、MOP30 及び MOP31 の決定について、我が国でも国内担保措置が必要となっている。なお、本決定の履行については、批准国として裁量の余地はなく機械的に整備することとなっている。

[規制緩和の内容]

具体的な担保措置としては、議定書の担保措置として施行令で既に臭化メチルに対して用いている規制措置と同一の枠組み（条文）で、HCFC についても規制措置を行うこと、並びに臭化メチルを含む全ての試験研究及び分析用途（特定用途）の規制対象物質を全て同一期間の扱いにて無期限延長（恒久化）することが合理的である。

[デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト]

検討の必要な事項なし。

### 3 直接的な費用の把握

#### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(金銭価値化した遵守費用の推計について)

製造事業者は試験研究及び分析用途で特定物質等を製造する場合、法及び施行令に基づき、生産数量及び用途について経済産業大臣の確認を受けるとともに、確認を受けて生産する数量や用途等を遵守しなければならない。

本改正案により、政令本文の条文に試験研究及び分析用途に用いられる HCFC を追加し、生産規制の適用除外に関する暫定措置の期限を無期限化した場合、それらの生産を行う製造事業者の申請手続は、本改正前は、政令の附則に基づいた申請であったものが、改正後は、政令の本文の条文を根拠とするものになる。

(遵守費用について)

規制緩和により、申請者の手続きや申請内容自体には変更はなく、また、関係する製造事業者へのヒアリングにより、試験研究及び分析用途に用いられるHCFCの生産に係る確認申請の件数が増加しないことは明らかであるため、新たな遵守費用は発生しないと想定される。

(行政費用について)

規制緩和により、確認・審査の内容に変更はなく、また、関係する製造事業者へのヒアリングにより、試験研究及び分析用途に用いられるHCFCの生産に係る確認申請の件数が増加しないことは明らかであるため、追加的な行政費用は発生しないと想定される。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

生産規制の適用除外に HCFC を追加する点については、関係する製造事業者へのヒアリングにより申請件数が顕著に増加しないことは明らかであり、また、生産規制の適用除外に関する暫定措置の期限を無期限化する点についても、審査当局及び事業者の対応に変化はなく、上記④のとおり追加的な行政費用は発生しない。また、従前より行っている法及び法令に基づく規制の執行業務において、本規制緩和の対象となる製造に係る相談、確認申請の審査などを行うことを通じ、規制緩和による影響の把握は可能である。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

・ 経済への副次的及び波及的な影響

本改正は生産規制の適用除外を拡大する措置であるため、経済的な負の影響はない。

・ 環境への副次的及び波及的な影響

本規制緩和の対象となる物質がオゾン層破壊に影響することは明確であるが、適用除外となる範囲が試験研究及び分析用途に係る生産に限定され、想定される申請数量が極めて少量であることから、環境への負の影響は極めて限定的である。

・競争への副次的及び波及的な影響

規制の政策評価における競争状況への影響の把握を行うべく「競争評価チェックリスト」を活用した結果、競争に負の影響は限定的であるという結果になった。

## 5 その他の関連事項

### ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ（令和3年3月3日）において、本措置の方向性が了承されている。関係資料等は下記のとおり。

経済産業省の審議会

第16回 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ（令和3年3月3日）

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo\\_sangyo/kagaku\\_busshitsu/flon\\_taisaku/016.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/flon_taisaku/016.html)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第30回締約国会合（MOP30）

（平成30年11月5日-9日）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page25\\_001811.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page25_001811.html)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第31回締約国会合（MOP31）

（令和元年11月4日-8日）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page24\\_001008.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page24_001008.html)

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、法律において見直し条項を措置しないものの、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において『「見直し条項」がないものについては、「見直し時期」を設定し、「見直し周期」は最長 5 年とする。』と定められていることに則り、5 年後を目途に、事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- ・ 本規制緩和に係る申請内容（物質名称、数量、用途、環境負荷係数）、申請件数、実績報告
- ・ 本規制緩和に係る申請の事業者数
- ・ 本規制緩和に係る執行件数（申請処理数・実績報告受理数・検査・監督等）